

## 大崎広域新斎場整備・運営事業

入札説明書等に関する質問(第2回)に対する回答

令和4年10月14日

No	頁	第1	1	1)	①	ア	添付資料	タイトル	質問内容	回答
1	7	第3	10	2)				本施設の維持管理・運営に係る対価	稼働準備費やSPC設立・運営費など、設計・建設期間に発生する費用については、運営業務委託契約に基づき、貴組合からSPCにお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。この場合、支払いの時期は各年度の出来高に 応じ、令和5.6.7年度にそれぞれお支払いいただけるのでしょうか。また、当該費用は様式5-1では、運営業務委託費に計上、様式8-14では計上しない(当該様式は建設事業者に発生する費用を記載するものと理解)、様式10-5では別途貴組合からの支払い方式に応じて計上すべき項目を追加するという対応でよろしいでしょうか。	施設整備期間に要する稼働準備業務、SPC設立に要する費用などは、原則組合から施設整備費として支払います。様式8-14で計上ください。少なくとも稼働準備業務は施設整備業務の範囲のため、施設整備費として計上することを想定します。 なお、SPC設立に要する費用について、施設整備費にそぐわない場合には、委託料に計上することも可としますが、その場合には、20年間平準化して支払われるものとなります。 委託料に計上する場合に様式10-5に計上してください。  施設整備費、委託料のいずれに計上するかにより、様式5-1の計上は整合を取ってください。
2	14	第4	2	7)	⑥			ヒアリング	ヒアリング時の会場レイアウトについてご教示ください。	事前に配布するプレゼンテーション・ヒアリングの実施要領に会場のレイアウトを記載いたします。現時点では、11月中旬に配布することを想定しております。
3	24	第4	7	4)	③			特別目的会社(SPC)の設立(特別目的会社(SPC)を設立する場合)	SPCは会計監査人設置会社とすることが求められていますが、本事業のみを実施するSPCの性質や会社規模を考慮すれば、公認会計士又は監査法人による計算書類の監査を受ければよく、必ずしも会計監査人設置会社とする必要は無いと思慮します。会計監査人設置会社の要件を緩和して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
4	36		3	2)	③		別紙2	改定に用いる価格指数	各指数は毎年6月の確報値を用いるとありますが、7月末日までには速報値しか公表されていないと思慮します。また、3.2)①では指数は直近12か月の平均値とするとの記載があります。改定の時期・用いる指数についてご確認の上適宜修正をお願いします。	用いる指数は毎年6月時点で確報値が公表されている月の直近12ヶ月分を平均した指数となります。 例として、2022年6月に公表されている最新の確報値が2022年4月までであれば、2021年5月から2022年4月までの12ヶ月の指数の平均値を計算し、それを用いて変動後金額を算定・整理したものを7月末日までに組合に提出していただきます。

## 大崎広域新斎場整備・運営事業 入札説明書に関する質問(第2回)に対する回答

2022年10月14日

No	頁	第1	1	1)	①	ア	添付資料	タイトル	質問内容	回答
5	37		5	2)	②		別紙3	減額の算定方法	停止日数としてカウントされる日は、要求水準である人体炉:11件/日、動物炉4件/炉が達成できない日であり、メンテナンス等で火葬炉設備の一部が利用できない状態であっても直ちに停止日数としてカウントされないという理解でよろしいでしょうか。	事業者の債務の不履行等によるものを除くメンテナンス等においては、別紙3の減額の算定方法に示す停止日数に計上いたしません。
6	40		6	2)	①	エ	別紙3	財務状況モニタリング	本事業のみを実施するSPCの性質や会社規模を考慮し、会計監査人の監査でなく、公認会計士又は監査法人による計算書類の監査として頂けますでしょうか。	入札説明書に関する質問(第2回)に対する回答No3を参照ください。
7	43		2	2)			別紙4	公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済	入札説明書に関する質問(第1回)に対する回答No.13のご回答では、提案時に基金分担金額を見積もることができません。基金分担金額の算出方法(提案時に提案者が有する情報で見積可能なもの)をご提示いただくか、提案時は貴組合で想定する概算金額を全応募者共通で計上し、金額確定後に変更契約により金額を見直すなど、ご検討いただけますでしょうか。	「建物総合損害共済 事業の概要と事務取扱の手引き_20220401」を閲覧いただき、基金分担金を算出してください。 なお、閲覧対応は、入札説明書に記載している入札担当課:総務課(契約管財係)で実施しますので、事前に連絡の上、来庁してください。

No	頁	第1章	1	1-1	(1)	①	ア	資料	タイトル	質問内容	回答
1	7							30	長期修繕計画	ご回答として「原案通りとします」となっておりますが、事業期間終了後に施設の維持管理運営の各業務を引き継いだ受託者の1年間の業務実施状況により、2年目からの修繕の必要性等が大きく変わります。よって、「2年」を「1年」にすることを再度ご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお本事業終了後、次年度においては本事業期間に事業者が行う業務と同等の内容を実施するものとしてください。
2	11	第2	3	3-1	(1)~(3)				接続道路	当該工事の現場監理は、発注者側の監督員と考えさせて頂いて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	11	第2	3	3-1	(1)				接続道路	切土路床部の沈下対策については第1回質問に対する回答で述べられておりますが、盛土部の圧密沈下については開示されている資料から読み取れません。設計上、盛土部の圧密沈下はないと考えてよろしいでしょうか。	配布CD設計編「第7章軟弱地盤解析」に記述しておりますが、設定した基準値内で収束するとの検討結果より、対策工の必要はないとの判断をしております。 なお、支障がある場合には事業者の提案に委ねます。
4	13	第3	3	3-2					造成計画	当該工事の現場監理は、発注者側の監督員と考えさせて頂いて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	13	第3	3	3-2					造成計画	建築工事と造成工事の境界(建築物周り)における建築-土木管理界の定義はありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
6	13	第3	3	3-2			ウ		造成計画	沈下対策に係る追加地質調査(圧密試験、配合試験)と解析業務は実施設計費用に計上と考えてよろしいでしょうか。	必要があれば計上してください。

No	頁	第1章	1	1-1	(1)	①	ア	資料	タイトル	質問内容	回答
7	20	第2	6	6-1	(2)	①			設置基数等	<p>動物炉における「遺体重量等」が「～120kg」の記載があります。斎場で火葬する動物はその種類や体格が様々で標準火葬の基準を設けるのが難しいことから、人体と同等の火葬が行える仕様が要求水準、という認識で宜しいでしょうか。</p> <p>また、要求水準書P25記載の主燃炉の要求水準においても「動物炉の主な仕様は、火葬炉と同等とすること」との文言があり、且つ要求水準書P22に示されている公害防止基準についても、特別に動物炉の基準を設ける旨は示されておりません。炉本体の寸法や形状のみならず、排気設備の仕様も人体炉と同等のものと要求されているものと認識しておりますがよろしいでしょうか。</p>	ご理解の通りです。
8	30	第2	6	6-2	(6)	③	ウ		吸引口	<p>残骨灰用の吸引口を収骨室に設置するように記載されています。</p> <p>火葬場運営の経験から炉内台車上の清掃は、前室内での清掃の方が業務範囲の分担の合理性・作業性及び吸引清掃時の収骨室周辺への騒音影響を防止することができます。</p> <p>吸引口を前室脇付近に必要数量設置して収骨室に吸引口は設置しない設備配置を採用しても宜しいですか。</p>	<p>収骨室の残骨灰用の吸引口の設置は必要です。</p> <p>なお、質問の前室脇付近に吸引口を設置することは事業者の提案に委ねます。</p>
9	49	第4	1	1-2					業務対象範囲	<p>事業用地のうち、資料1「整備区域」に示す接続道路を除く範囲とは、資料1-②「管理区域」という理解でよろしいでしょうか。また、本章において、事業用地の記載がある箇所は、業務対象範囲と読み替えるという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解の通りです。
10	57	第4	11						エネルギーマネジメント業務	<p>SPCが省エネ法における特定事業者とならない場合、「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」の選任や「定期報告書」の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。必要な場合、相応の費用が発生し、結果として貴組合の負担が増加するものと思慮します。</p>	<p>ご理解の通りです。</p> <p>ただし、特定事業者か否かにかかわらず、省エネ法第4条の規定によりエネルギーの使用の合理化に努めてください。</p>

No	頁	第1章	1	1-1	(1)	①	ア	資料	タイトル	質問内容	回答
11	63	第5	3				ア		利用者受付業務	火葬(人体)の利用予約は、事前に大崎市より通知と記載されています。市側で予約受付を行うと解釈しますが、予約受付のルールとして、基本的には当日受付で当日火葬執行は無く、前日の締切時間で確定した予約を、翌日火葬執行するとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、感染症が要因で亡くなった方の当日受付、当日火葬執行を行う場合があります。
12	64	第5							コロナ感染症対応火葬	コロナ感染症で亡くなった方の火葬対応方法についてご教授願います。	組合・構成市町・斎場・葬祭業者で調整し、亡なられた当日、一般の火葬利用終了後、火葬を執り行っています。手袋・マスク・化学防護服などは組合で準備し、火葬業務委託業者はこれらを着用して対応しております。 また、使用したスペースは速やかに消毒しております。
13	65	第5	8	8-1					事業用地内除雪業務	ここでの事業用地とは、資料1-②_管理区域という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	18 37	第2	5 7	5-5 7-2	(6) (2) (3)		エ ア、イ		機械室 空気調和設備 換気設備	機械室は、施設内の空調・換気設備を設置するための部屋として整備する、とありますが、空調方式、換気方式、脱臭設備方式は事業者の提案に委ねる、とあります。 空調方式、換気方式、脱臭設備方式によっては、機械室を設けなくてもこれらの設備が設置可能な場合に、機械室を設けない提案をしたものは要求水準に反することになるのでしょうか。	建築設備、火葬炉設備が要求水準書どおりに稼働することを前提として、機械室を設けない提案も可とします。

No	頁	第1	1	1)	①	ア	添付資料	タイトル	質問内容	回答
1	1	第2	2	2)				提案内容審査	プレゼンテーションの制限時間等につきましてご教示ください。	プレゼンテーション・ヒアリングは、令和4年12月18日(日)に実施します。プレゼンテーション25分、質疑応答35分、出席者については、10人以内を予定しています。また、パワーポイントでの提案書の概要の投影、パネル・模型・動画等、参考資料として当日使用することを認めます。なお、入札説明書において、プレゼンテーション・ヒアリングの実施要領は11月中旬に配布することとしておりますので、そちらもご確認ください。

No	頁	要領様式	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	タイトル	質問内容	回答
1	1	2	(1)	ウ				書式等	『④事業提案書』の各様式(Excelで提出するものは除く)の注釈は、提案書作成段階で消去すること。』とあります。提出書類(紙面及び電子データ)の書式に記載されている注釈で消去する必要のあるものは、上記のみと考えてよろしいでしょうか。その場合、上記以外の様式についても提出する側の判断で注釈を消去する様式があってもよろしいでしょうか。	提案内容審査に関する提出書類の④事業提案書(Excelで提出するものは除く)及び③設計図書に記載している注釈のみ、提案書作成段階で削除してください。その他の提出書類の注釈の削除は認めません。
2	2	2	(2)	ウ				留意事項	質問(第1回)に対する回答No.4について念のため再度質問いたします。 『「提案内容審査に関する提出書類」の提出にあたっては、正本は図1に示す方法により袋綴じ(ただし・・・)にて作成し、代表企業の割印を施すこと。袋綴じにあたっては、事業提案書の正本は開けられないように綴じること、もしくは紙封筒に綴じることにより開けられないようにすること。副本は、イに示した簡易ファイルの製本に準じること。』とあります。 「基礎審査に関する提出書類」、「設計図書」、「事業提案書(企業名対応表)」のそれぞれの正本の綴じ方は、図1に示す方法により袋綴じしたものに割印を施す方法によるか、又は、簡易ファイルに綴じたものを包装、梱包、若しくは、封筒に封入し、かつ開けられないよう糊付けした部分に割印を施す方法によると考えてよろしいでしょうか。副本については、簡易式ファイルに綴じたものを包装、梱包、若しくは封筒に封入することは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「提案内容審査に関する提出書類」の正本は各冊子ごとに図1に示す方法により袋とじにて作成し、代表企業の割印を施すもしくは、包装、梱包など行った上で、糊付けした部分に割印を施す方法で提出してください。主旨としては、提案審査が終わるまで、企業名や入札価格の記載された正本を確認できないようにするためです。副本については袋綴じや梱包等、副本が開けられないようにするための対応は不要です。
3	2	2	(2)		ア			留意事項	「構成企業を特定または類推できる記載は行なわないこと」とありますが、事業提案者に企業の実績等を記載する場合には実績の事業名や建物名の記載は可能との理解でよろしいでしょうか。	実績の事業名や建物名等、企業名が類推できる可能性がある内容を記載する場合は、A県B市C斎場とするなどしてください。 なお、その場合は今回提出していただく正本・副本とは別に任意の様式で構わないので、実績対応表を作成し提案書とともに提出してください。

No	頁	要領様式	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	タイトル	質問内容	回答
4	2							作成要領	<p>「提案内容審査に関する提出書類」の正本の作成要領について、念のため確認させてください。</p> <p>①袋綴じにて作成＝必須⇒(目的)綴じこんだ各様式がバラバラにされる、差し替えられることを防ぐため⇒よって正本は容易に差し替え可能なパイプ式ファイルの利用は不可</p> <p>②「開けられない」=(意味・目的)背表紙だけではなく提案書の中身が読めないようにする⇒(対応)小口の一部を綴じるもしくは袋に入れ袋の入れ口を糊付けと割印にて封印上記の理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>①について、目的はご理解のとおりですが、袋とじされれば、パイプ式ファイルは不可ではありません。</p> <p>②について、ご理解のとおりです。</p>
5	6	3	(5)	5)	イ			電子データ	<p>質問(第1回)に対する回答No.10にてご回答頂いていますが、念のため再度質問いたします。</p> <p>Wordファイルは、様式集の表紙、目次、作成要領、各種様式で構成されています。1つの提出用のWordファイルとしてまとめる場合、表紙を含む全てのページを残しつつ、「入札参加資格審査に関する提出書類」として作成した様式2-1から様式2-6及び様式3-1、様式4-1までの全てのデータを含んだものとしてまとめるべきでしょうか。それとも、「5. 提案内容審査に関する提出書類(1)入札価格に関する提出書類」の頁から様式10-3までの範囲でまとめるべきでしょうか。その場合、既に提出した書式を含む場合は、その書式について提出済の内容を記載している必要はございますか。(入札書にも入札金額他の記入すべき内容を記載すべきでしょうか。)</p> <p>Excelファイルを1つの提出用のExcelファイルとしてまとめる場合、提出時点で提出済となっている様式1-1、様式1-2、様式4-2の既に提出した内容を記載している必要はございますか。</p>	<p>上段について、提案書類の提出時に提出するデータについて、提案内容審査に関する提出書類の応募者が作成した該当資料のみ提出してください。</p> <p>正本データには、様式集P4(5)の②から⑤までの内容を含めてください。(①入札価格に関する提出書類のデータは不要です。)</p> <p>副本データには、②、③、④のみとしてください。</p> <p>下段について、様式1-1、様式1-2、様式4-2の提出は不要です。</p>
6	6	3	(5)	5)	イ			電子データ	<p>電子データとして提出するWordファイル及びExcelファイルのそれぞれの名称は、Wordファイルは「05-01-様式集(word)(●●●●)」、Excelファイルは「05-01-様式集(Excel)(●●●●)」、「●●●●」は代表企業名としてよろしいでしょうか。</p>	<p>それぞれのファイルがどの資料を示すかをわかることを前提に、事業者に委ねます。</p> <p>なお、ファイルの名称は、代表企業名ではなく、応募者番号としてください。</p>

No	頁	要領様式	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	タイトル	質問内容	回答
7	6	3	(5)	5)				電子データ	<p>計算式等が必要なExcelファイル以外でリンク等がないWordファイルの様式については、PDFデータにて文字等がコピーできる形式とすれば、Word以外のデータ形式でも良いとしていただけないでしょうか？使い慣れたイラストレーター等のソフトで効率的に作成を進めたいからです。PDFデータで文章等がコピー可能な形式であれば、貴組合にて概要書等を作成する場合でもコピーによる転記等は問題なく行えます。</p>	<p>PDFデータで文章等(図含む)がコピー可能な形式であれば、可とします。ただし、落札者決定後に組合から図や表のデータ形式の修正や提供等の要請があった場合は、協力してください。</p>
8	52	5	(3)					設計図書及び事業提案書	<p>共通様式に関して下記を確認させてください。  様式:共通(A4)及び(A3)に関しては、  ①最上段の項目名を記載する欄の塗りつぶしの配色は提案者にて変更可能である  ②行間は公表いただいているデータ通りではなく見やすい範囲であれば提案者にて設定できる  ③図や表の文字は可能な限り8pt以上が良いが、印刷時に文字潰れ等が発生して判読できない大きさでなければ状況に応じて8pt以下の文字も利用可能  ④周囲の枠線は無くても良い。ただし、左右に15mm以上の余白が必要。  ⑤上下の余白に指定はない。ただし、様式番号とページ数を記載するスペースが必要。  ⑥文字色は黒を基本とするが、重要箇所等は色を変えることや太文字にすることも可  上記の理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>③について、可能な限り8pt以上としておりますが、図や表等が見やすい範囲ではこの限りではございません。①、②、④、⑤、⑥については、ご理解のとおりです。</p>
9	61	3	3	(3)				様式10-3	<p>様式10-3の表の採点としては、「落札決定基準」に示された表1の3. 事業計画に関する事項、(3)①地元企業への発注額(満点)7点にリンクする理解で宜しいでしょうか。その場合、金額割合数値の絶対評価基準があるのでしょうか。それとも応募事業者の比較による相対評価となるのでしょうか。</p>	<p>前段について、3.事業計画に関する事項の(3)地域経済や地域社会への貢献の審査項目において、総合的に評価します。  後段について、事業者選定委員会が評価・審査を行います。絶対評価基準は特に設定しておりませんが、一般的に評価は絶対評価となります。</p>

## 大崎広域新斎場整備・運営事業 様式集に関する質問(第2回)に対する回答

2022年10月14日

No	頁	要領 様式	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	タイトル	質問内容	回答
10								様式6-3 要求水準チェック リスト	チェックリストの記載例として右側に示されている中で『確約書』の記載例が有りますが、これは様式6-2「要求水準に関する誓約書」を示すとの理解でよろしいでしょうか。もし、ご指定の様式以外に応募者により作成する場合には、確約書への記名捺印者や添付する場所(ファイル場所)等をご指示ください。	ご理解のとおり、様式6-2 要求水準に関する誓約書を示します。

No	頁	条	項	(1)	ア	別紙	タイトル	質問内容	回答
1	1	3	1				特別目的会社の設立	SPCは会計監査人設置会社とすることが求められていますが、本事業のみを実施するSPCの性質や会社規模を考慮すれば、公認会計士又は監査法人による計算書類の監査を受ければよく、必ずしも会計監査人設置会社とする必要は無いと思慮します。会計監査人設置会社の要件を緩和して頂けますでしょうか。	入札説明書に関する質問(第2回)に対する回答No3を参照ください。

No	頁	条	項	(1)	ア	別紙	タイトル	質問内容	回答
1	3	6	2	(1)			特別目的会社運営に係る責任	SPCは会計監査人設置会社とすることが求められていますが、本事業のみを実施するSPCの性質や会社規模を考慮すれば、公認会計士又は監査法人による計算書類の監査を受ければよく、必ずしも会計監査人設置会社とする必要は無いと思慮します。会計監査人設置会社の要件を緩和して頂けますでしょうか。	入札説明書に関する質問(第2回)に対する回答No3を参照ください。
2	4	6	2	(7)			特別目的会社運営に係る責任	「この場合、」以降の削除についてご再考頂けますでしょうか。本規定は、構成員各社の経営上重要な決定事項を貴組合の請求により決定しなければならないという、民間企業の経営にとって過大な負担となるものです。また、このような会社経営上重要な決定事項を貴組合からの請求後10日以内で決定することは実務上も困難です。	原案のとおりとします。
3	4	6	6				特別目的会社運営に係る責任	株式担保権設定契約書における被担保債務は何を想定しており、いかなる場合に担保権が実行される想定でしょうか。基本的な考え方でよいのでご提示ください。	被担保債務は、事業契約の履行請求権等を想定しています。また、事業契約の債務不履行が認められた場合、組合は担保権の実行が可能です。ただし、実際に担保権を実行するか否かについては、債務不履行の程度等を踏まえ、組合の裁量により判断します。
4	7	9	3				維持管理・運営業務	「運営・維持管理期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等」とは、運営事業者又は維持管理・運営業務グループの各構成企業の帰責により生じたものであり、建設事業者の帰責により生じたものは含まれない(建設事業者が契約不適合責任に基づき対応)という理解でよろしいでしょうか。	本規定は、建設事業者の帰責により生じたものも含まれません。

No	頁	条	項	(1)	ア	別紙	タイトル	質問内容	回答
1	15	27	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	<p>第27条の全体スライド(第1項～第4項)、単品スライド(第5項)、インフレスライド(第6項)の運用について  上記スライド条項の具体的な適用方法については、国交省が発行している以下のマニュアルに準じた運用となると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>(1)「工事請負契約書第25条第1項～第4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」平成25年9月  (2)「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」令和4年7月版  (3)「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)」  尚、国交省の基準に準じない場合の、基準をご教授お願いします。</p>	ご理解のとおりです。
2	21	43					債務負担行為に係る契約の特則	<p>第43条、第1項から第4項における各会計年度における請負代金の支払の限度額等の想定金額をご教授お願いします。</p>	事業者から提案される各年度の事業費に基づいて各会計年度における請負代金の支払の限度額等を想定する見込みです。

No	頁	条	項	(1)	ア	別紙	タイトル	質問内容	回答
1	2	3	1				公共性及び民間事業の趣旨の尊重	「発注者より指定を受けて管理している団体」とありますが、現時点で想定している管理内容や団体があればご提示ください。	現時点での想定はありません。
2	2	4	1	(4)			契約の保証	履行保証保険契約を締結する場合、SPCの保険金請求権に貴組合が質権を設定したうえで、SPCを被保険者、構成員を保険契約者とした方法でもよろしいでしょうか。	SPCの保険金請求権に組合が質権を設定し、かかる質権設定に対して対抗要件を具備したうえで、SPCを被保険者、構成員を保険契約者とすることを可とします。ただし、質権設定及び対抗要件具備の費用は事業者が負担するものとします。
3	2	5	1				業務遂行	「第23条第1項に従って着工前検査を実施」とありますが、第23条第1項では、運営事業者は建設事業者が実施する着工前検査を支援するという規定となっています。第23条第1項が正という理解でよろしいでしょうか。	第23条が正となります。 第5条第1項を修正いたします。
4	3	5	5				業務遂行	基準値未達の原因が、建設事業者による設計や建設の成果そのものにあり、運営事業者に帰責が無いものは、運営事業者の債務不履行とはならないという理解でよろしいでしょうか。(事象全体としては建設事業者の契約不適合責任で対応)	基準値未達の原因が、建設事業者による設計や建設の成果そのものにあり、運営事業者に帰責が無い場合であっても、運営事業者の債務不履行となります。 ただし、第24条第4項に基づき、運営事業者から組合に対し、建設事業者に対して契約不適合責任を追及するよう請求することは可能です。
5	10	23	1				性能試験	「維持管理・運営開始日以降年1回(大気の検査は年2回)の定期検査」とありますが、要求水準書では大気・悪臭を年1回との記載があります。いずれが正でしょうか。	要求水準書が正となります。 契約書を修正いたします。
6	10	23	1	(1)	イ		性能試験	竣工時の性能試験(大気、悪臭、騒音、振動の測定)は、設計・建設工事請負仮契約書(案)第34条にも建設事業者が実施するものとして規定があり、責任分担の観点からも建設事業者が実施するものと思慮します。契約書間の規定の調整をお願いします。	本規定は、性能試験実施要領案の提出期限を記載するものであり、運営事業者に竣工時検査を実施するための規定ではありません。 ただし、第23条本文に基づき、運営事業者は、建設事業者が行う竣工時検査の支援を行ってください。

No	頁	資料名称	項目1	項目2	項目3	タイトル	質問内容	回答
1						指定管理者制度	本事業において、指定管理者制度は適用されないのでしょうか。適用される場合、締結が必要となる協定等の案をご提示ください。また、指定管理者制度の適用にあたり、現在公表されている資料等に記載の無い追加業務が発生した場合、当該費用は変更契約の対象という理解でよろしいでしょうか。	指定管理者制度は適用されません。
2	27	大崎広域新斎場整備環境影響調査書(令和3年3月)CD-R資料	2	7	3	2-7-3 土壌汚染	「事業計画地及びその周辺では、土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定は無い」とありますが、本事業で3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合において土壌汚染対策法に基づき届出をし、土壌汚染の調査を命じられた場合の調査費や対策費等は、組合様が負担し、対策方法等の詳細については組合様と事業者での協議という理解でよろしいでしょうか。	調査が命じられた場合は協議の対象とします。
3	3-189	接続道路設計等報告書(令和4年3月)CD-R資料				土質改良	「改良材の添加量について」は何kg/m3と設定されていますか。また、添加量については、配合試験等を実施した上で設定されているのか、又は現段階では想定であり、今後配合試験等を実施して再度決定するのでしょうか。	設計段階では配合試験等は実施していないため参考資料からの想定です。従って、今後配合試験等を実施して再度決定する必要があります。